

通関士添削問題 解答②

〔語群選択式〕 - 各問題 10 点 (2 点×5) -

第 1 問 イ - ⑧ ロ - ⑨ ハ - ⑭ ニ - ⑦ ホ - ⑮

(関税込率法施行令 1 条の 5 第 2 項 1 号、基本通達 4-2 の 2(2)、基本通達 4-2(4))

第 2 問 イ - ④ ロ - ⑪ ハ - ① ニ - ⑭ ホ - ⑩

(関税込率法 4 条の 3 第 2 項、関税込率法基本通達 4 の 3-2(3))

第 3 問 イ - ① ロ - ④ ハ - ⑬ ニ - ⑧ ホ - ⑫ (関税込率法 11 条)

第 4 問 イ - ⑧ ロ - ⑫ ハ - ⑦ ニ - ⑮ ホ - ⑪ (関税込率法 20 条 1 項)

第 5 問 イ - ① ロ - ⑤ ハ - ⑨ ニ - ⑫ ホ - ⑮

(関税込率法施行令 13 条の 2、関税込率法 14 条 6 号)

〔択一式・複数選択式〕 - 各問題 5 点 -

(※複数選択式では、選択した複数の解答のすべてが正解した場合のみ得点)

第 1 問 1、2、5

- 1 売手帰属収益でその額が明らかである場合には、課税価格の決定の原則により課税価格を決定できる。特別な事情に該当するのは、その額が明らかでない場合である(関税込率法 4 条 2 項 3 号)。
- 2 買手による輸入貨物の販売が認められる地域についての制限が付されていることは、特別な事情に該当しないので、課税価格の決定の原則が適用される。
- 3 買手による輸入貨物の処分又は使用につき制限があり、当該取引価格に実質的な影響を与えている場合は特別な事情に該当し、課税価格の決定の原則を適用できない。
- 4 特別な事情に該当し、課税価格の決定の原則を適用できない(関税込率法 4 条 2 項 2 号)。
- 5 売手と買手との間に特殊関係はあるが、輸入貨物の取引価格に影響を与えていない場合として取り扱われるので、課税価格の決定の原則が適用される。

第 2 問 1、2

- 1 延払条件付取引である場合の延払金利は課税価格に算入されない。
- 2 売手と買手との合意に基づき検査機関等の第三者が行った検査に要した費用の全

部又は一部を買手が負担する場合、買手の負担分は、課税価格に算入されない。(定率法基本通達 4-2 の 3-(2))

- 3 輸入港到着までの運送に要する運賃とは、運送人に最終的に支払われる費用のことを意味する。そして、その中には、為替相場の変動により、運送人に支払われる補てん金も含まれる(定率法基本通達 4-8 (3) イ (ロ))。課税価格に算入される。
- 4 日本でデザインされたものに対するデザイン料は含まれないが、外国でデザインされたものに対するデザイン料は含まれる。
- 5 相殺値引によって取引された場合には、相殺前の価格に調整し課税価格を計算する。相殺された部分の代金は、課税価格に算入される。

第 3 問 0

- 1 誤り。そのような規定はない。「同種の貨物に係る取引価格」と「類似の貨物に係る取引価格」の 2 つがある場合、「同種の貨物に係る取引価格」が絶対的に優先して適用される。
- 2 誤り。輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格と他の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格の双方があるときは、輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物にかかる取引価格が優先する(関税定率法施行令 1 条の 9 第 1 項)。
- 3 誤り。輸入貨物の生産者が生産した類似の貨物に係る取引価格が二つあるときは、取引価格の低い方が優先する(関税定率法施行令 1 条の 9 第 2 項)。
- 4 誤り。同種又は類似の貨物は生産者が生産した貨物か否かにかかわらず、輸入物の生産国で生産されたものに限る(関税定率法 4 条の 2 第 1 項)。
- 5 誤り。輸入貨物の取引段階及び取引数量と同一の取引段階及び取引数量がない場合には、取引段階又は取引数量の差異等による価格差につき必要な調整を行った同種又は類似の貨物に係る取引価格を用いる(関税定率法 4 条の 2 第 2 項)。

第 4 問 1、2、3、5

- 1 正しい。輸入貨物を国内において加工した場合、それにより付加された価額は、控除して課税価格を計算する(関税定率法 4 条の 3 第 1 項 2 号)。
- 2 正しい。輸入貨物の課税価格を当該輸入貨物の国内販売価格に基づいて決定することができる場合であっても、当該輸入貨物の製造原価を確認することができ、かつ、輸入者が当該輸入貨物の製造原価に基づいて課税価格を決定することを希望する旨を税関長に申し出たときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の国内販売価格に基づいて決定する方法に先立って、当該輸入貨物の製造原価に基づいて決定する(関税定率法 4 条の 3 第 3 項)。

- 3 正しい。輸入貨物の製造原価に基づいて決定する。同種又は類似の貨物の製造原価は認められない（関税定率法 4 条の 3 第 2 項）。
- 4 誤り。輸入貨物の製造原価により課税価格を決定する場合には、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に、当該輸入貨物の生産国で生産された同類の貨物の本邦への輸出の販売に係る通常の利潤及び一般経費並びに当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を、加えた価格である（関税定率法 4 条の 3 第 2 項）。
- 5 正しい。輸入貨物の生産に関連して、輸入者が無償で又は値引きをして提供された物品及び役務の費用は、課税価格に含まれる（関税定率法 4 条の 3 第 2 項、同法基本通達 4 の 3-2 (2)）。

第 5 問 1、3

- 1 輸入後において、輸入の時の性質及び形状に変更が加えられた貨物については、いずれも関税の払戻しを受けることはできない。いずれにもあてはまる。
- 2 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の規定の適用を受ける場合には、その輸入の許可の日から、原則として、1 年以内に再輸出されるものでなければ、関税の払戻しを受けることはできないが、違約品等については、そのような趣旨の規定はない。
- 3 再輸出をした場合に払い戻される関税の額は、輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の額及び違約品等の再輸出の場合の戻し税の額の規定により、当該輸出した貨物について納付した関税の全額（前者の場合には、延滞税、過少申告加算税及び重加算税の額を除き、後者の場合には、附帯税の額を除く。）である。いずれにもあてはまる。
- 4 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の規定では、貨物の輸入申告の際に、当該貨物の性質及び形状等を記載した書面を税関長に提出して、その確認を受けなければならないが、違約品等については、そのような趣旨の規定はない。
- 5 違約品等については、貨物の輸出に代えて当該貨物を廃棄する場合であっても、関税の払戻しを受けることができるが、輸入時と同一状態で再輸出される貨物については、貨物の輸出に代えて廃棄する場合に、関税の払戻しを受けることはできない。

第 6 問 3、4

- 1 誤り。本邦に派遣された外交官が、関税定率法 16 条 1 項（外交官用貨物等の免税）の規定により関税の免除を受けて輸入した旅行用バッグを、その輸入の許可の日から 2 年以内に売却しても、当該貨物は用途外使用の場合に関税が徴収される外交官用貨物として同法施行令 28 条で定める貨物（自動車、酒類、たばこ）には該当しな

いので、当該免除を受けた関税は徴収されない。

- 2 誤り。そのような規定はない。
- 3 正しい（関税定率法 10 条 1 項）。
- 4 正しい。関税定率法 20 条の 2 第 1 項の軽減税率の適用を受ける場合の輸入申告は、貨物を使用する者の名をもってしなければならない（同法施行令 58 条 3 項）。
- 5 誤り。2 年以内に当該製品が輸出される場合に限り当該原料品の関税の軽減又は免除を受けることができる。ただし関税の払戻しを受ける場合は、当該製品の輸出の時期に係る要件について特段の規定がないことに注意すること（関税定率法 19 条 1 項）。

第 7 問 1、2、4

- 1 正しい。国際郵便、又は入国者による携帯品、別送品も特惠関税を適用することができる。
- 2 正しい。歳入承認申請の際に、特惠原産地証明書を税関長に提出しなければならない（関税暫定措置法施行令 28 条）。
- 3 誤り。「保存のための冷凍」により項が異なることとなっても、実質的加工基準は認められない。したがって、B 国が原産地になるのではなく、A 国が原産地となる（関税暫定措置法施行規則 9 条ただし書き）。
- 4 正しい。次の物品について特惠関税の適用を受けようとする場合でも特惠関税原産地証明書の提出は要しない。
 - (1)税関長が物品の種類若しくは形状によりその原産地が明らかであると認めた物品
 - (2)課税価格の総額が 20 万円以下の物品
 - (3)特例申告貨物である物品（原産地証明書の提出が必要であると税関長が認めるものを除く）
- 5 誤り。報復関税が課された場合でも特惠関税の適用が停止されることはない（関税暫定措置法 8 条の 5 第 1 項）。

第 8 問 5

- 1 誤り。一時的に出国する者が携帯して輸出するワシントン条約附属書 I 又は II に該当する貨物については、経済産業大臣の輸出の承認を要しないが、一時的に入国して出国する者がワシントン条約附属書 I 又は II に該当する貨物を輸出する場合には、経済産業大臣の輸出の承認を要する（輸出貿易管理令 4 条 2 項 4 号）。
- 2 誤り。輸出貿易管理令別表 1 の 16 の項の中欄に掲げる貨物に該当する貨物をアメ

リカ合衆国を仕向地として輸出しようとする場合は、経済産業大臣の許可を要しない。したがって、誤り。(大量破壊兵器等に関する条約や安全保障輸出管理に係わる多国間輸出管理協定に参加し輸出管理制度が整備されているアメリカ合衆国などは、規制の対象から除外されている。)

- 3 誤り。仮陸揚貨物を輸出する場合であっても、輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項(武器等)に掲げる貨物は、特例から除外されているので、経済産業大臣の輸出の許可を要する(輸出貿易管理令 1 条 1 項及び 4 条 1 項本文ただし書き)。
- 4 誤り。経済産業大臣の輸出許可の権限は、税関長に委任されておらず誤り(輸出貿易管理令 11 条 2 号イ)。
- 5 正しい。物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA 条約)に規定する通関手帳により輸入された貨物であって、当該通関手帳により輸出されるものは、原則として経済産業大臣の輸出承認は、必要ない。しかし、ダイヤモンドの原石やワシントン条約に該当する物品などは、輸出承認が必要である(輸出貿易管理令 4 条 2 項ただし書き、同項 2 号、同令別表第 5 第 14 号、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入すべきものなどについての告示)。

第 9 問 0

- 1 誤り。輸入の承認を受けなければならない貨物は、輸入割当てを受けることを要する貨物(輸入公表 1 号品目)、特定の国又は地域を原産地と又は船積地域とする特定貨物(輸入公表 2 号品目)及び全地域を原産地又は船積地域とする特定貨物(輸入公表 2 の 2 号品目)である(輸入貿易管理令 4 条)。
- 2 誤り。輸入割当てを受けた貨物の輸入について委託を受けた者は、当該委託について経済産業大臣の確認を受けた場合には、改めて輸入割当てを受けることを要しないが、当該委託を受けた者は、当該貨物について輸入の承認を受けなければならない(輸入貿易管理令 4 条 1 項 1 号、9 条)。
- 3 誤り。輸入割当てを受けるべき貨物で総価額が 20 万円以下ではなく 18 万円以下かつ無償のものは、輸入割当てを受ける必要はない(輸入貿易管理令 9 条 1 項、14 条 1 号、経済産業大臣の告示)。
- 4 誤り。ワシントン条約附属書 II に掲げる種に属する動植物を輸入する場合には、その輸入申告の際に輸出国の管理当局が発給した原産地証明書ではなく、輸出許可書又は再輸出証明書の原本を税関に提出することにより、輸入承認を受けることを要しない(輸出貿易管理令 4 条 1 項 3 号及び 2 項、輸入公表三の 8 (2))。
- 5 誤り。輸入割当証明書の交付を受けた者が、当該証明書に係る貨物の一部又は全部について、その輸入割当てを希望しなくなったときは、遅滞なく当該証明書に希望しない割当数量を記入して経済産業大臣に返還しなければならないが、輸入承認証に

関してはそのような規定はない（輸入貿易管理規則 2 条 3 項、5 項）。

第 10 問 3

- 1 正しい。NACCS 法は、我が国の港湾及び空港における貨物の流通及び人の往来の円滑化を図り、もって我が国の産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする（NACCS 法 1 条）。
- 2 正しい。電子情報処理組織とは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と税関その他の関係行政機関の使用に係る電子計算機及び当該関係行政機関以外の輸出入等関連業務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう（NACCS 法 2 条 1 号）。
- 3 誤り。本問の依頼があった場合において、当該依頼により納付書が送付された場合には、当該納付書の送付の時に当該納付書に係る関税等が納付されたものとみなされる（NACCS 法 4 条 2 項）。
- 4 正しい。電子情報処理組織を使用して NACCS 法施行令別表各号に掲げる手続を行う者は、当該各号に掲げる手続につき規定した法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を入出力装置から入力しなければならない。ただし、税関長は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録により明らかにすることができる事項その他の財務省令で定める入力の必要がないと認められる事項については、その入力を省略させることができる（NACCS 法施行令 3 条 1 項）。
- 5 正しい。NACCS 法施行令別表第 1 号（特例申告に係るものに限る。）に規定する申告を電子情報処理組織を使用して行う者は、NACCS 法施行令 3 条 1 項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告に際して税関に提出すべきものとされている書類を税関に提出しなければならない（NACCS 法施行令 3 条 2 項）。